

平成30年東郷町教育委員会第1回臨時会	
日時	平成30年4月2日(月) 午前11時40分 開会 午前11時50分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 近藤 万友美 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 磯村 元彦 指 導 主 事 酒井 保幸 学校教育課長 坂野 丈就 生涯学習課長 中根 一郎 高校総体室長 樋口 美紀 給食センター所長 石原 稔久
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	教育長、小出委員
議 事	教育長職務代理者の指名について(学校教育課)
傍聴者	なし

教育部長	<p>ただいまから平成30年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会させていただきます。</p> <p>それでは教育長、よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>それでは、ただいまから平成30年東郷町教育委員会第1回臨時会を開会します。会議の日程につきましては、お手元に配布してあります議事日程のとおりです。したがいまして、日程第1、会議録作成職員を指名します。</p> <p>学校教育課長を指名しますのでお願いします。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。</p> <p>私 石川と小出委員 を指名したいと思いますのですが、いかがですか。</p>
委員	異議なし
委員長	<p>異議なしとのことですので、私 石川と小出委員を指名したいと思います。</p> <p>日程第3、議事 教育長職務代理者の指名を行います。事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>平成27年4月より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員長と教育長が一本化され、「新教育長」が置かれることになりました。東郷町は平成28年4月より「新教育委員会制度」に移行されたことにより、委員長と委員長職務代理者の職が無くなりました。</p> <p>しかし、新教育委員会制度においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第2項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされております。そのため、教育長が教育長職務代理者を指名する必要があります。</p>
教育長	<p>事務局の説明のように、新制度では、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。</p> <p>早速ですが、教育長職務代理者として、小出直美委員を指名いたします。</p> <p>小出委員、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
小出委員	<p>ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>小出委員は非常勤の身分ですので、私、石川に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。</p> <p>小出委員が行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思いますので、ご承知をお願いいたします。</p>
教育長	<p>具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。具体的な事務の執行については部長に委任します。</p> <p>併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員</p>

	<p>会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますので協議をお願いします。</p> <p>質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もございませんので、お伺いします。</p> <p>教育長職務代理者に愛日事務協議会委員をお願いすることにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>教育長職務代理者は、任期は1年で、再任は妨げないということとしたいと思います。</p> <p>以上で議題は終了し、臨時会の日程は終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして閉会とします。 それでは、事務局にお返しします。</p>